

入札説明書

令和8年2月5日 千葉市公告第120号により公告した千葉市立稻毛国際中等教育学校入学者選抜におけるインターネット出願サービスシステム及び入学検査料徴収業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 制限付一般競争入札に付する事項

（1）事業名

千葉市立稻毛国際中等教育学校入学者選抜におけるインターネット出願サービスシステム及び入学検査料徴収業務委託

（2）契約内容

仕様書のとおり

（3）契約期間

契約締結日から令和9年3月2日まで

（4）履行場所

教育改革推進課

2 入札参加資格要件

（1）令和6・7年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
- イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
- オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
- カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
- ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 過去5年の間に種類（入学者選抜におけるインターネット出願サービスシステム及び入学検査料徴収業務委託）及び規模をほぼ同じくする履行実績を有す者

3 入札参加資格確認申請書の提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

公告の日の翌日から令和8年2月20日（金）まで

（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）

(2) 提出場所 後記9の契約事務担当課

(3) 提出方法 持参または郵送

郵送の場合は、令和8年2月20日（金）午後5時00分までに書留郵便により必着とする。

(4) 入札参加資格確認通知

令和8年3月2日（月）午後5時00分までに申請者に対して入札参加資格確認結果通知書を電子メールで送付する。（原本は後日郵送する。）

4 入札説明会

入札説明会は実施しない。

5 質問回答

(1) 契約内容の仕様に関する質問

ア 受付期間

公告の日の翌日から令和8年2月13日（金）午後4時まで

イ 提出方法

後記9の契約事務担当課に、別紙質問書を電子メール（件名を【入札質問】稻毛国際中等教育学校入学者選抜インターネット出願サービスシステム等業務委託）で提出すること。

ウ 質問に対する回答期限

令和8年2月20日（金）

エ 回答方法

受付期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。なお、質問が無い場合は回答しない。

(2) その他、申請書類の提出・入札手続きに関する質問

執務時間内において、隨時、後記9の契約事務担当課へ電話で問い合わせること。

6 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和8年3月5日（木）午後2時

場 所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市役所新庁舎高層棟10階 教育委員会入札室

(2) 入札方法

入札は、取扱手数料又は決済手数料の単価に予定数量（850人）を乗じた概算金額と、その他総価金額を合計した金額で行う。

(3) 入札書に記載する金額

一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額を落札価格（入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）とするので、入札書に記載する金額は、見積った金額の110分の100に相当する金額にすること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際に、代理人が入札・開札に立ち会う場合は、入札書のほか、委任状を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

(5) 入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。）

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、2回とする。
- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立ち会わなかった者又は初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する者は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後期9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所新庁舎高層棟10階

教育改革推進課

電話 043-245-5914

電子メール kyoikukaikaku.eds@city.chiba.lg.jp

以上